

総務委員会議案説明資料

令和5年3月23日

件名		頁
1	第35号議案 足立区いじめ等特別調査委員会設置条例・・・・・・・・・・	2
2	第36号議案 一本橋架け替え工事請負契約・・・・・・・・・・	6
3	第37号議案 財産の取得について・・・・・・・・・・	8

(総務部)

第 3 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 2 3 日

件 名	足立区いじめ等特別調査委員会設置条例
所管部課名	総務部 特命・調査担当課
内 容	<p>1 概要</p> <p>区内中学校に在籍する生徒が令和 3 年に自死した事案に関して、教育委員会の調査後、区長部局の附属機関による再調査を行った（令和 4 年 8 月 1 7 日総務委員会において報告済）。</p> <p>その後令和 4 年 1 0 月に保護者から、事前に要望した調査事項について調査が不十分であることや、具体的な再発防止策が調査報告書に記載されていないとして、追加調査の申し入れがあった。</p> <p>区はいじめ防止推進法による再調査は終了したと認識しているが、事案の重大性と他自治体の判例に鑑み、新たな委員の観点により、従前の調査の内容を精査し、必要と認める追加の調査を行う委員会を地方自治法 1 3 8 条の 4 に基づき設置する。</p> <p>2 制定目的</p> <p>教育委員会が行った調査の内容及び、教育委員会の調査に対して足立区いじめ等調査委員会が答申を行った再調査の内容を精査し、必要と認める追加の調査を行うとともに、同種の事態の再発を防止する提言を行う。</p> <p>3 制定内容（詳細は、別紙 1・条例案のとおり）</p> <p>(1) 所掌事項 区長の諮問に応じ審議し答申を行う。</p> <p>(2) 委員構成 優れた識見を有する 6 人以内で組織する。 ※ なお、弁護士（日本弁護士連合会推薦及び保護者推薦）、教育関係の学識経験者、臨床心理士等を想定している。</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>5 その他 本件の調査経緯（概要）は別紙 2 のとおり。</p>
今後の方針	本議案が可決された際には、委員会を設置し、委員の推薦依頼を職能団体等に行い委嘱後に開催する。

足立区いじめ等特別調査委員会設置条例（案）

令和 年 月 日条例第 号

（設置）

第1条 教育委員会調査及び再調査の内容の精査並びに必要と認められる追加の調査（以下「特別調査」という。）を行うとともに、特別調査に係る事案と同種の事態の再発を防止するための提言等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく区長の附属機関として、足立区いじめ等特別調査委員会（以下「特別調査委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において「教育委員会調査」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に該当する案件について、足立区教育委員会が令和4年1月7日付けで報告を行った、いじめ等に係る調査をいう。

2 この条例において「再調査」とは、足立区いじめ等調査委員会設置条例（平成26年足立区条例第38号）第1条の足立区いじめ等調査委員会が令和4年5月31日付けで答申を行った、教育委員会調査に対する調査をいう。

3 この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切な行為をいう。

4 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

5 この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。

6 この条例において「不適切な行為」とは、教職員による不適切な指導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使をいう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動やスポーツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をいう。）をいう。

7 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和39年足立区条例第9号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

8 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（所掌事項）

第3条 特別調査委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、区長に答申する。

（1） 特別調査

(2) 特別調査の結果に基づき、専門的な見地から、当該調査に係る事案への対処及びこれらと同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関する提言
(組織)

第4条 特別調査委員会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内で組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から答申の日までとする。

3 委員については、区又は遺族と利害関係を有しないものうちから、区長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 特別調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 特別調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 特別調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 特別調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 特別調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 特別調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、特別調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

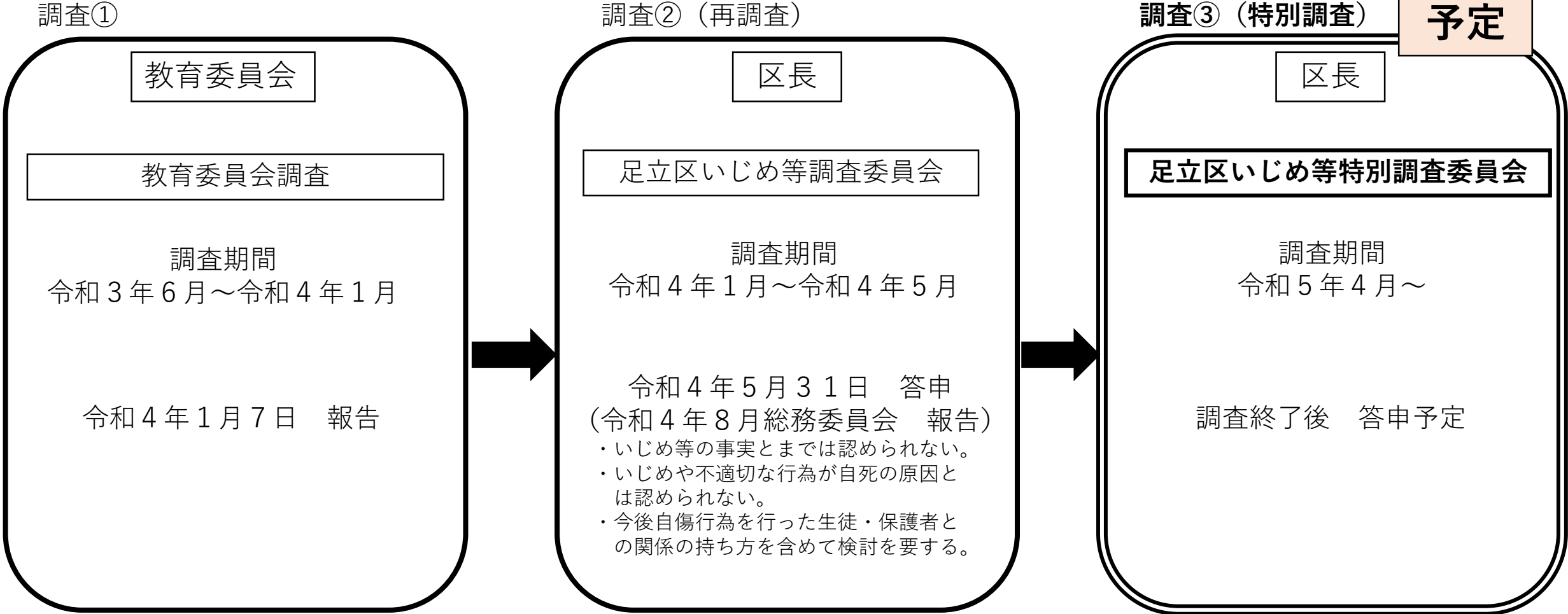
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区いじめ等特別調査委員会	日額 2万1,000円
----------------	-------------

本件の調査経緯 (概要)



第 3 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 2 3 日

件 名	一本橋架け替え工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p>1 契約の相手方 松井建設株式会社 東京支店 取締役専務執行役員支店長 小林 明 東京都中央区新川一丁目 17 番 22 号</p> <p>2 契約金額 473,000,000 円 (落札率 95.77%)</p> <p>3 契約番号 4 足総契契第 010657 号</p> <p>4 工 期 契約締結の翌日から令和 7 年 2 月 14 日まで</p> <p>5 工事場所 足立区舎人六丁目 7 番から舎人四丁目 7 番先</p> <p>6 工事内容 橋長 9.8m、幅員 10.1m (1) 主桁製作工 13 本 (2) 基礎工 φ (ファイ) 1200、t = 12 ~ 19mm ア 左岸橋台 L = 31m 4 本、L = 21m 5 本 イ 右岸橋台 L = 31m 4 本、L = 21m 5 本 (3) 橋台工 一式 (4) 橋面工 一式 (5) 道路工 一式 (6) 仮締切工 一式 (7) 旧橋撤去工 一式</p> <p>7 そ の 他 (1) 仮契約年月日 令和 5 年 2 月 16 日 (2) 入札・開札年月日 令和 5 年 2 月 15 日 (3) 入札参加事業者数 1 者 (4) 予定価格 493,892,300 円 (事後公表)</p> <p style="text-align: center;">※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

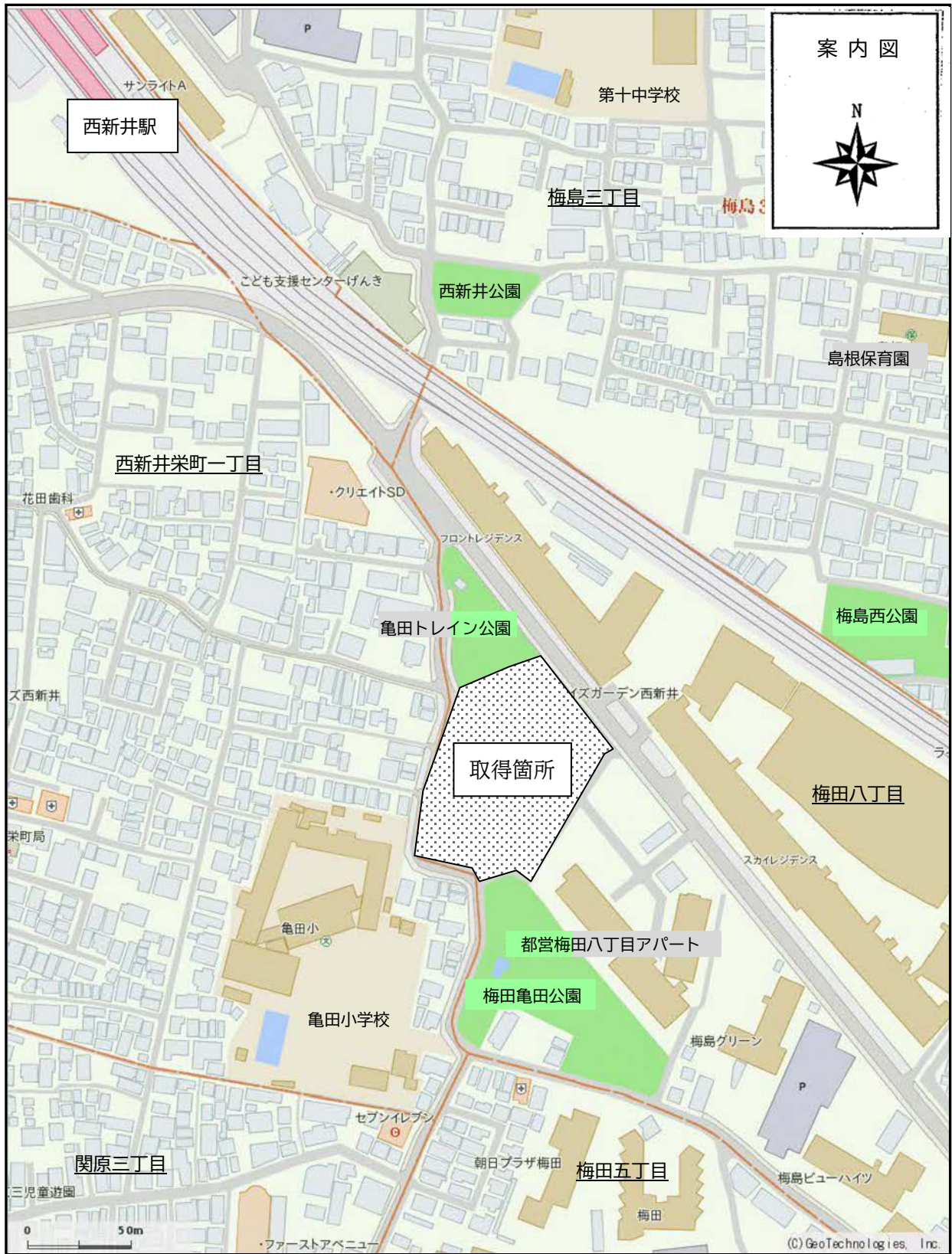
案内図



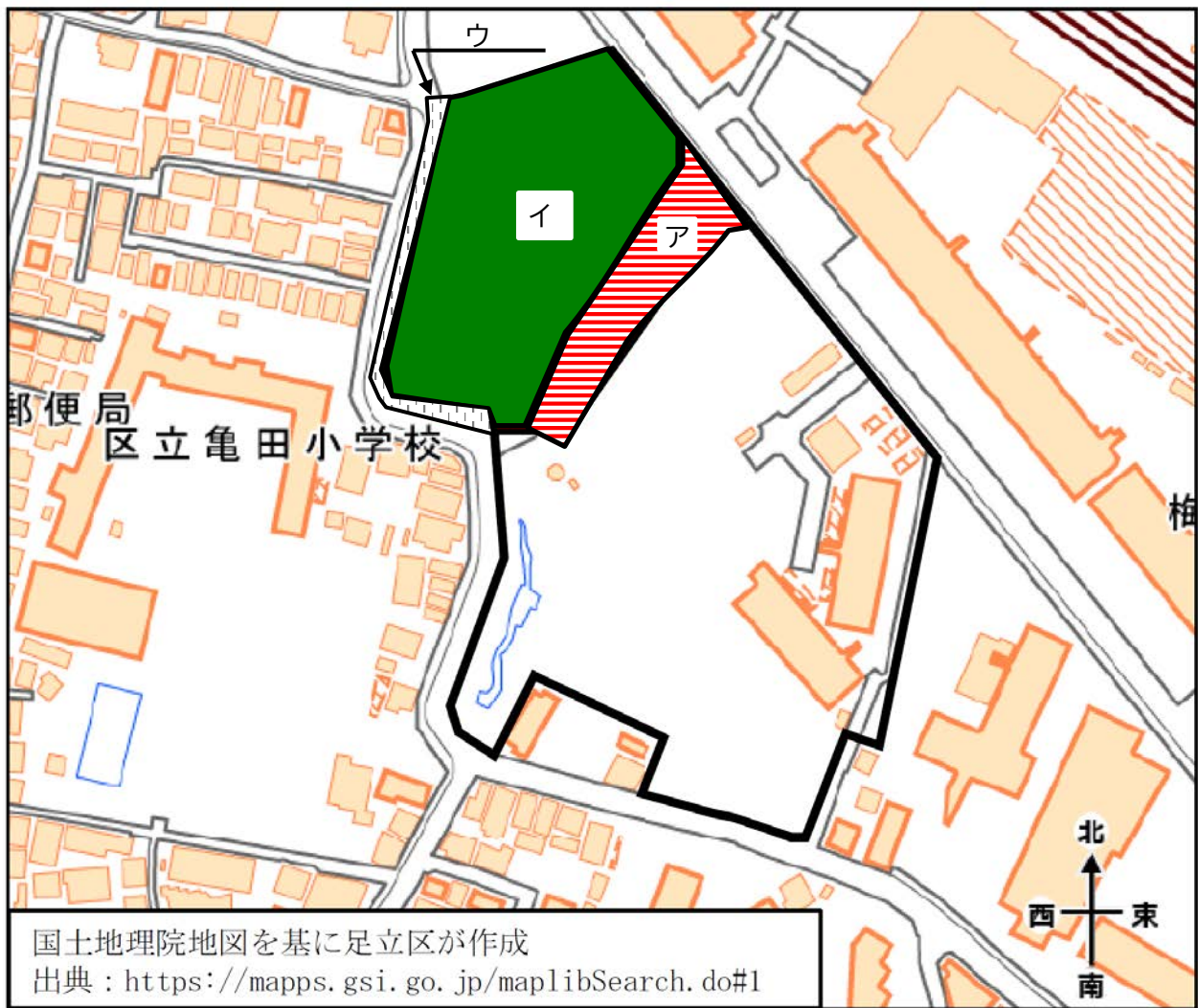
第 3 7 号 議 案 説 明 資 料




令和 5 年 3 月 2 3 日

件 名	財産の取得について
所管部課名	総務部 資産管理課 資産活用担当課
内 容	<p>下記の財産（土地）を取得する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 取得の目的 梅田八丁目（図書館等）複合施設及び南北線道路整備の用地</p> <p>2 財産の概要（別紙 1・別紙 2 のとおり）</p> <p>（1）土地</p> <p>ア 所在 足立区梅田八丁目 4 3 0 番 2（南北線道路整備用地） 足立区梅田八丁目 4 3 0 番 3（梅田八丁目複合施設用地） 足立区梅田八丁目 4 3 0 番 4（現況区道内 所有地）</p> <p>イ 面積 6, 4 5 9. 5 4 平方メートル</p> <p>ウ 地目 宅地</p> <p>3 予定価格 1, 1 6 5, 0 0 0, 0 0 0 円</p> <p>4 契約の相手方 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都 東京都知事 小池 百合子</p> <p>5 不動産鑑定士の意見 上記財産の最有効使用及び広大地に関する増減要因を考慮した結果、同規模程度の取引事例、周辺の土地利用等も踏まえ、予定価格は公示価格の概ね 5 割程度の水準となる。</p> <p>6 提案の理由 足立区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、本案件を提出する。</p>
今後の方針	本議案が可決された際には、別紙 3 「土地売買契約書（案）」により契約を締結する。



財産の取得予定地の概略図



ア		：南北線道路整備用地	(梅田八丁目430番2)	992.10㎡
イ		：梅田八丁目複合施設用地	(梅田八丁目430番3)	5,273.28㎡
ウ		：現況区道(区道内の都有地)	(梅田八丁目430番4)	194.16㎡
			合計	6,459.54㎡

印 紙 税 法
第 5 条 第 2 号
に よ り
収 入 印 紙 不 用

土 地 売 買 契 約 書

売主東京都を甲とし、買主足立区を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

(売買物件及び売買価額)

第 1 条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、
金 1,165,000,000 円をもって乙に売り渡す。

所 在	地 目	地 積 (㎡)
足立区梅田八丁目 430 番 2	宅地	992.10
足立区梅田八丁目 430 番 3	宅地	5,273.28
足立区梅田八丁目 430 番 4	宅地	194.16
計		6,459.54

2 乙は、前項に定める地積を契約対象地積とすることを了承し、物件引渡し後の測量、その他による地積との間に相違があっても、売買価額の減額請求及びその他名目での支払請求を行わないものとする。

(代金の支払い)

第 2 条 乙は、前条の代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 5 年 4 月 14 日までに、その指定する場所において支払わなければならない。

(延滞金)

第 3 条 乙は、第 1 条の代金をその支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第 4 条 この土地の所有権は、乙が第 1 条の代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第 5 条 乙は、前条第 1 項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途の指定)

第 6 条 乙は、この土地を所有権移転の日から起算して 10 年間、図書館等複合施設用地及び

道路用地として使用しなければならない。

(用途の変更等)

第7条 乙は、前条に定める用途を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この土地の品質が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが判明したときは、引渡しの日から4年以内に、且つ乙が契約不適合を知ってから1年以内に、書面により通知した場合に限り、売買価額を限度とした修補若しくは損害賠償又は契約解除の協議を甲に対して求めることができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合、契約締結時に乙が知っていた場合又は間接損害若しくは予見すべき特別の事情による損害である場合を除く。

(調査協力義務)

第9条 甲は、第6条の指定期間満了の日以前において、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合においては、自己の責任と負担で、直ちに、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもつて管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第13条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

乙 足立区

代表者 足立区長 近藤 弥生